

教員免許状取得要件

本学の学部では「一種免許状」、大学院では「専修免許状」の取得が可能です。取得するためには、以下の基礎資格および所定の単位を修得する必要があります。

1 基礎資格（新課程・旧課程共通）

- 一種免許状：学士の学位を有すること
- 専修免許状：修士の学位を有すること

2 単位修得要件

下表は、本学カリキュラム上の最低修得単位数ではなく、法令上の最低修得単位数を表しています。所属学部・学科・専修・コースにより、最低必要単位数が異なる場合がありますので、詳細は学部要項等（教育学部生は「授業ガイド」）を参照してください。

本学における履修指導は、原則として、教育職員免許法別表第一に基づいて行われます。教員としての実務経験がある、既に他の学校種や教科の免許状を所持している等の事情により、別表第一以外の方法*での教員免許状取得を目指す場合は、本学の履修指導を離れ、各都道府県教育委員会の指導を受けてください。ご自身の責任と判断のもとで科目履修を進めていただくことになります。

※各都道府県教育委員会が実施する「教育職員検定」等

■ **新課程（2019年度以降入学者）** ▲ P.14の注意書きも必ず確認してください。

教員免許状の種類		小学校		中学校		高校	
		一種	専修	一種	専修	一種	専修
学部	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	合計8単位		合計8単位		合計8単位	
	日本国憲法	2		2		2	
	体育（実技）	2		2		2	
	外国語コミュニケーション	2		2		2	
	情報機器の操作	2		2		2	
	教科及び教職に関する科目	合計59単位		合計59単位		合計59単位	
	教科及び教科の指導法に関する科目 ^{*1}	小計30単位		小計28単位		小計24単位	
	教科に関する専門的事項 ^{*1}						
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ^{*1}			8		4	
	教育の基礎的理解に関する科目 ^{*2}	10		10		10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ^{*2}	10		10		8	
	教育実践に関する科目 ^{*2}	7		7		5	
	大学が独自に設定する科目 ^{*3}	2		4		12	
大学院	大学が独自に設定する科目		24		24		
最低修得単位数の合計		67		91		67	
		91		67		91	

⚠ ※1 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の最低修得単位数
 「教科に関する専門的事項」については、法令上の最低修得単位数は定められていません。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」としては、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」との合算で「小計」に記載の単位数を修得する必要があります。また、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校免許取得者は4単位以上修得することが定められています。カリキュラム上の必修単位数は学部・学科・専攻・専修により異なる場合がありますので、所属学部の「学部要項」等を必ず確認してください。

※2 「教育の基礎的理解に関する科目」等
 ①「教育の基礎的理解に関する科目」、②「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および③「教育実践に関する科目」の総称として、「**教育の基礎的理解に関する科目**」等とします。

※3 大学が独自に設定する科目（一種免許状）
 「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算されます。上表に記載の単位数は、「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「大学が独自に設定する科目」の合計最低修得単位数である59単位から、「教育の基礎的理解に関する科目」等と「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を差し引いた単位数であり、「大学が独自に設定する科目」の科目区分に設置されている科目を、記載されている単位数以上履修しなければならないという意味ではありません。

■ 旧課程（2018年度以前入学者）

教員免許状の種類			小学校		中学校		高校	
			一種	専修	一種	専修	一種	専修
学部	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法			2			
		体育（実技）			2			
		外国語コミュニケーション			2			
		情報機器の操作			2			
	教職に関する科目	41	} 59	31	} 59	25	} 59	
教科に関する科目 ^{※1}	8	20		20				
教科又は教職に関する科目 ^{※2}	10	8		14				
大学院	教科に関する科目、教職に関する科目		24		24		24	
最低修得単位数の合計			67	91	67	91	67	91

⚠ ※1 「教科に関する科目」の最低修得単位数
 法令上の必修は20単位ですが、カリキュラム上の必修単位数は学部・学科・専攻・専修により異なる場合がありますので、所属学部の「学部要項」等（教育学部生は「授業ガイド」）を必ず確認してください。

※2 教科又は教職に関する科目
 「教職に関する科目」「教科に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「教科又は教職に関する科目」の単位として計算されます。上表に記載の単位数は、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」および「教科または教職に関する科目」の合計最低修得単位数である59単位から、「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の最低修得単位数を差し引いた単位数であり、「教科又は教職に関する科目」の科目区分に設置されている科目を、記載されている単位数以上履修しなければならないという意味ではありません。

3 履修方法 (新課程・2019年度以降入学者)

■ 教科に関する専門的事項

原則として、「所属学部」の科目を履修してください。詳細については、所属学部の「学部要項」等をご参照ください。ただし、政治経済学部・法学部・商学部・社会科学部の学生は、教育学部設置の教科に関する専門的事項(新課程)を履修することができます。☞ P.22

「教科に関する専門的事項」の法令上の最低修得単位数の規定はありませんが、「各教科の指導演法」との合算で、中学校一種免許状においては 28 単位、高等学校一種免許状においては 24 単位以上取得する必要があります。

「教科に関する専門的事項」の本学カリキュラム上の必修科目、最低修得単位数は所属学部によって異なりますので、ご注意ください。

科目区分	最低修得単位数	履修方法
教科に関する専門的事項(新課程)	所属学部によって異なる。	所属学部要項等を参照。

■ 各教科の指導演法(情報機器及び教材の活用を含む。)

「各教科の指導演法(情報機器及び教材の活用を含む。)」(以下、「各教科の指導演法」)は、取得を希望する教科に応じた教育学部設置の教職課程科目を履修してください。☞ P.19

新課程では、**中学校一種免許状においては 8 単位以上、高等学校においては 4 単位以上の修得が必須**となります。

■ 「教育の基礎的理解に関する科目」等

「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳・総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」は、教育学部設置の教職課程科目を履修してください。☞ P.18

なお、教育学部・文学部・文化構想学部については、教育学部設置の教職課程科目の同等科目が一部設置されている場合があります。詳細は所属学部の学部要項等をご参照ください。

■ 大学が独自に設定する科目

科目設置箇所は教育学部[※]です。小学校免許・中学校免許の取得を希望する場合は、7日間の「介護等体験」を実施することが必要なため、「介護体験実習講義」の履修が必要となります。☞ P.19

※人間科学部、文化構想学部、文学部の学生は、「大学が独自に設定する科目」に充当される科目が所属学部にも設置されています。詳細は所属学部の学部要項等をご参照ください。

■ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

66 条の 6 に定める科目は、原則「所属学部」または「グローバルエデュケーションセンター」の科目を履修してください。詳細については、所属学部の「学部要項」等をご参照ください。

科目区分	最低修得単位数	科目設置箇所	履修方法
日本国憲法	2	所属学部	必修
体育(実技)	2	グローバルエデュケーションセンター	必修
外国語コミュニケーション	2	所属学部/ グローバルエデュケーションセンター	必修
情報機器の操作	2	所属学部/ グローバルエデュケーションセンター	必修
最低修得単位数合計	8		

4 履修方法 (旧課程・2018年度以前入学者)

■ 教科に関する科目 (旧課程)

原則として、「所属学部」の科目を履修してください。詳細については、所属学部の「学部要項」等をご参照ください。法令上の最低修得単位数は 20 単位ですが、所属学部のカリキュラムにより、最低修得単位数が異なる場合がありますので、ご注意ください。

ただし、政治経済学部・法学部・商学部・社会科学部の学生は、教育学部設置の教科に関する科目 (旧課程) を履修することができます。☞ P.22

科目区分	最低修得単位数	履修方法
教科に関する科目 (旧課程)	20*	所属学部要項等を参照。 (教育学部生は「授業ガイド」)

※法令上の最低修得単位数

■ 教職に関する科目 (旧課程)

「教職に関する科目」は、教育学部設置の教職課程科目を履修してください。☞ P.20

なお、教育学部・文学部・文化構想学部については、教育学部設置の教職課程科目の同等科目が一部設置されている場合があります。詳細は所属学部の学部要項等をご参照ください。

■ 教科又は教職に関する科目 (旧課程)

科目設置箇所は教育学部*です。小学校免許・中学校免許の取得を希望する場合は、7日間の「介護等体験」を実施することが必要なため、「介護体験実習講義」の履修が必要となります。☞ P.21

※人間科学部、文化構想学部、文学部の学生は、「教科又は教職に関する科目」に充当される科目が所属学部にも設置されています。詳細は所属学部の学部要項等をご参照ください。

■ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

66 条の 6 に定める科目は、原則「所属学部」または「グローバルエデュケーションセンター」の科目を履修してください。詳細については、所属学部の「学部要項」等をご参照ください。

科目区分	最低修得単位数	科目設置箇所	履修方法
日本国憲法	2	所属学部	必修
体育 (実技)	2	グローバルエデュケーションセンター	必修
外国語コミュニケーション	2	所属学部/ グローバルエデュケーションセンター	必修
情報機器の操作	2	所属学部/ グローバルエデュケーションセンター	必修
最低修得単位数合計	8		

I
免許状とはII
取得要件III
科目一覧・履修方法IV
科目登録・成績V
介護等体験VI
教育実習VII
免許状申請VIII
教員就職IX
その他

5

教育職員免許法及び同法施行規則改正後の変更点

新課程では、大きな変更点として以下が挙げられます。旧課程・新課程の法令区分新旧対照表は下表をご参照ください。

- 「総合的な学習の指導法」に関する科目の新設（1単位以上）
- 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目の新設（1単位以上）
- 各教科の指導法の単位数を規定（中学校：8単位、高等学校：4単位以上）

		各科目に含めることが必要な事項	各科目に含めることが必要な事項	
		教科に関する科目	教科に関する専門の事項	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	●教職の意義及び教員の役割 ●教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ●進路選択に資する各種の機会の提供等	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	教科及び教科の指導法に関する科目
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の基礎的理解に関する科目
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
		各教科の指導法	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
		道徳の指導法	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
		特別活動の指導法	道徳の理論および指導法 総合的な学習の時間の指導法	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	特別活動の指導法	教育実践に関する科目
		進路指導の理論及び方法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	教育実習		教育実習	
	教職実践演習		教職実践演習	
	教科又は教職に関する科目		大学が独自に設定する科目	